

# 「那賀川総合土砂管理検討協議会」規約

## (名 称)

第1条 本会は、「那賀川総合土砂管理検討協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、那賀川流砂系における土砂の流れの改善を目指した対策の実施主体として、那賀川総合土砂管理計画を策定し、効果的かつ効率的な総合土砂管理に係る対策及び総合土砂管理の実現に向けたモニタリングの実施を目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙－1に定める関係機関の会員によって構成する。

2. 協議会は、会員の互選により会長を置くものとする。

## (行政部会の構成)

第4条 協議会に行政部会を置く。

2. 行政部会は、別紙－2に定める関係機関の会員によって構成する。

3. 行政部会は、協議会の運営に必要な情報交換、土砂管理に係る各種検討・調査・分析、関係機関の調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告を行う。

## (協議事項)

第5条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- ① 土砂動態に係る課題に関する事項
- ② 土砂管理目標と管理指標の設定に関する事項
- ③ 関係機関が実施すべき対策内容とモニタリング計画の策定に関する事項
- ④ 連携した対策およびモニタリングの実施に関する事項
- ⑤ 那賀川総合土砂管理技術検討会での検討に関する事項
- ⑥ その他、那賀川総合土砂管理における留意すべき事項

## (運 営)

第6条 協議会は、会長が必要と認める時、若しくは会員から要請があった場合に開催する。

2. 会長は、協議会の会務を掌握する。

3. 会長が必要と認める時は、行政部会を招集することができるものとする。

4. 行政部会の進行は、那賀川河川事務所 副所長(河川担当)が当たるものとする。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局は、四国地方整備局及び徳島県に置く。

2. 事務局員は、四国地方整備局河川部、那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部に属する職員をもって充てるものとする。

## (オブザーバー)

第8条 会長は、必要と認めたものをオブザーバーとして本会に出席させることができるものとする。

**(意見聴取)**

第9条 協議会が必要と認める時は、会員以外に出席を求め、意見を聴取することができる。

**(雑 則)**

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

**(会議の公開)**

第11条 協議会は、原則公開とする。

2. 行政部会は、原則非公開とし、行政部会の結果を協議会へ報告する。

**(附 則)**

1. この規約は、平成28年 2月26日より施行する。

当 初 平成28年 2月26日

第1回改正 平成30年 3月 9日

第2回改正 令和 3年 3月 9日

第3回改正 令和 4年 3月11日

第4回改正 令和 5年 3月20日

第5回改正 令和 6年 1月19日

那賀川総合土砂管理検討協議会 会員

会長 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所長  
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川調査官  
農林水産省 林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長  
徳島県 農林水産部 水産振興課長  
徳島県 農林水産部 生産基盤課長  
徳島県 農林水産部 森林整備課長  
徳島県 県土整備部 河川整備課長  
徳島県 県土整備部 砂防・気候防災課長  
徳島県 県土整備部 運輸政策課長  
徳島県 企業局 事業推進課 施設基盤整備室長  
阿南市 副市長  
那賀町 副町長  
四国電力株式会社 再生可能エネルギー部 土木グループリーダー  
四国電力株式会社 徳島支店 技術部 土木課長

那賀川総合土砂管理検討協議会行政部会 会員

- 会長 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 副所長(河川担当)
- 国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐
- 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 副所長(ダム担当)
- 農林水産省 林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署 地域林政調整官
- 徳島県 農林水産部 水産振興課 課長補佐(企画担当)
- 徳島県 農林水産部 生産基盤課 課長補佐(農地防災担当)
- 徳島県 農林水産部 森林整備課 課長補佐(森林整備担当)
- 徳島県 県土整備部 河川整備課 課長補佐(整備担当)
- 徳島県 県土整備部 水管理政策課 課長補佐(流域振興担当)
- 徳島県 県土整備部 砂防・気候防災課 課長補佐(整備担当)
- 徳島県 県土整備部 運輸政策課 主査兼係長(長寿命化・防災担当)
- 徳島県 企業局 事業推進課 施設基盤整備室 室長補佐(施設基盤整備担当)
- 阿南市 建設部 理事
- 那賀町 建設課長
- 四国電力株式会社 再生可能エネルギー部 土木グループ 副リーダー
- 四国電力株式会社 徳島支店 技術部 土木課 副長

## 那賀川総合土砂管理検討協議会

(設立趣旨)

那賀川流域では、脆弱な地質に起因する活発な土砂生産、大量の土砂流入に伴うダム貯水池の堆砂進行、ダム下流の土砂供給不足による河床環境や河道地形の変化、並びに海岸侵食など、土砂移動に係る様々な問題を抱えている状況にある。

これまでは、このような問題への対応は、土砂移動現象が広域的・長期的であり、その影響が捉えにくいことから、各領域の管理者が個別に対応してきた。

総合的な土砂管理を効率的かつ効果的に推進するため、砂防、森林、ダム、河川及び海岸などの関係行政機関の一層の連携が求められている。

そこで、土砂の流れの改善に向けた連携強化を図るため、平成 20 年度から那賀川流砂系に関する機関（以下、「関係機関」という）が一堂に会する場として「那賀川水系総合土砂管理勉強会」が設置され、関係機関が実施している事業やモニタリング等に関する情報の共有が進められてきた。

そのような中、那賀川では平成 26 年 8 月、平成 27 年 7 月に大規模な出水が発生し、長安口ダムの上下流で浸水被害が生じた。このことが契機の一つとなり、堆砂によるダム貯水池機能の保全対策の必要性が再認識され、恒久的な堆砂対策の実施内容および堆砂対策による下流河川還元の影響について技術的見地から明らかにする「長安口ダム貯水池機能保全技術会議」が平成 27 年 11 月に設置され、抜本的な堆砂対策の検討をスタートした。

以上の背景から、今後、那賀川流砂系における土砂動態は大きく変化することが予想され、那賀川流砂系の問題解決に向けて関係機関がより一層の連携強化を図る必要が生じている。そこで、那賀川総合土砂管理計画の策定及び総合土砂管理の実現に向けたモニタリング計画の実施を目的として、那賀川流砂系の関係機関から構成する「那賀川総合土砂管理検討協議会」を設置するものである。